

八戸工業大学 新型コロナウイルス感染症への対応（2020年12月14日～）

<p>コロナ対応検討要素</p>	<p>1. 感染者拡大の状況（八戸市・近隣市町村の状況、感染経路判明の有無、封じ込め有無など） 2. 本学の感染状況（学生・教職員の状況、感染経路状況、感染対策・管理体制等の状況、保健所からの指示など） 3. 小・中・高の教育活動実施状況 4. 国・自治体の要請状況（緊急事態宣言、休業要請など）</p>
-------------------------	---

対象	授業 講義・実習 実験・演習	卒業研究 卒業制作・論文 大学院講義 大学院研究活動	校内立入	部活・サークル 活動	アルバイト	学生主催の イベント	コンパなど	国内移動 海外渡航	学生の就職活動	教職員の勤務形態	学内会議 打合せ等 懇親会等	学内行事等	教職員の国内出張 ・旅行（他の地域 との往来）	教職員の海外出張 ・海外旅行	来客 （就職・取引業者 ・各種打合せ・挨拶）
対応	<p>・下記「感染のリスクへの対応について」に留意しつつ、対面授業の実施可。</p>	<p>・下記「感染のリスクへの対応について」に留意し、感染予防を徹底しての実施可。</p>	<p>・下記「感染のリスクへの対応について」に留意しつつ、通常通り入校可。</p>	<p>・下記「感染のリスクへの対応について」に留意しつつ感染予防を徹底、「課外活動計画書」を学生課に提出したうえで実施。特に屋内で実施する課外活動については顧問やコーチと計画を練ったうえで実施。屋内外を問わず感染予防が実施できない活動は自粛。</p>	<p>・感染予防ができてアルバイトのみ実施可。</p>	<p>・下記「感染のリスクへの対応について」に留意し、感染予防に努める。その感染予防策が確保できない場合は、原則中止。</p>	<p>・複数人での会話をともなう飲食は、三密を避け、できるだけ短時間の会合とする等の感染予防を徹底。 ・飲食時以外は可能な限りマスクを着用すること。特に食器の共用・回し飲みなど感染リスクを高める行為は慎むこと。</p>	<p>・都道府県をまたいだ移動（帰省を含む）は可能。移動中は十分な感染予防に努める。但し、新規感染者が持続的に発生している地区への移動・滞在は自粛を。 ・海外渡航は原則禁止（私用の場合も含む）。</p>	<p>・都道府県をまたいだ活動は可能。移動中は十分な感染予防に努める。新規感染者が持続的に発生している地区での活動は特に注意する。</p>	<p>・感染拡大防止に留意しつつ、通常通り出勤。</p>	<p>・感染拡大防止に留意しつつ、対面会議、打合せ可。</p>	<p>・感染防止に十分留意した上での実施。</p>	<p>・出張については基本的に可とするが、移動、滞在中は十分な感染予防に努める。但し、新規感染者が持続的に発生している地区への出張、滞在は自粛を。いずれにしても、業務の重要性等を踏まえ、適切に要否の判断を。（私的旅行も含む）</p>	<p>・海外渡航は私的旅行も含め、当面原則禁止。</p>	<p>・来学（業者等含む）は感染防止に努めての対応可。</p>
備考	<p>・遠隔授業の実施を検討し、可能なものから遠隔授業への移行を始める。</p>		<p>・体育館は開放する（学外者に対しては除く）。 ・トレーニングルームは、準備と管理の目処が立ち次第開放予定。</p>					<p><国内移動> ・帰省後2週間は、健康状態を経過観察。 ・経過観察期間中に感染が疑われる症状が出た場合は、下記「健康管理について」に従うとともに、学生課へ報告し、指示を受ける。 <海外渡航> ・やむを得ず海外渡航する際は「渡航届」を学生課に提出（私用も）。帰国後は下記に従う。 ①帰国・入国後、2週間の体調観察。「健康記録簿」を学生課に提出。 ②帰国者は、2週間の自宅待機。 ③2週間以内に発熱・咳等の症状が出た場合は学生課に相談し指示を仰ぐ。</p>	<p>・学生から学科の就職担当教員に受験先・移動先を報告する。 ・移動中は行動履歴・健康状態を記録し、体調が不良の場合は、決して無理をせず必ず先方に連絡して延期または中止する。 ・不要な立ち寄りなどは控え、用件のみにて帰宅する。</p>	<p>・感染者、濃厚接触者として特定された者は2週間の就業禁止とする。 ・テレワーク勤務等については（接触機会の低減） (1) 臨時休業の実施、または海外出張後の状況等、出勤を控えることが必要と判断される場合。 (2) 在宅勤務実施の可否は大学で判断し一定の目安を示す。 (3) 出勤簿による勤務管理と合わせて、所定の様式を学事課に提出。</p>	<p>・状況に応じ遠隔会議、メール会議を活用。 ・複数人での会話をともなう飲食は、三密を避け、できるだけ短時間の会合とする等の感染予防を徹底。 ・飲食時以外は可能な限りマスクを着用すること、特に食器の共用・回し飲みなど感染リスクを高める行為は慎むこと。</p>	<p>・文部科学省等からの通知及び状況の変化によっては、直前に中止・変更する場合あり。</p>	<p>・新規感染者が持続的に発生している地区への出張者は、出張後2週間は、健康状態を経過観察。 ・経過観察期間中に感染が疑われる症状が出た場合は、下記「健康管理について」に従うとともに、学事課へ報告し、指示を受ける。</p>	<p>・やむを得ず渡航する場合、学事課へ事前事後報告。感染予防徹底。状況に応じ以下の対応をとる。 ①帰国時点で発熱あるいは呼吸器症状のある者：空港または港湾の検疫所に報告し指示に従う。 ②帰国時点で①に該当しない者：帰国後2週間は不要不急の外出を避け、健康状態の経過観察（テレワーク勤務）。 ③上記②の観察期間に発熱、呼吸器症状が出た者：他人との接触を可能な限り避け、学事課に報告し、医療機関に相談。</p>	

<p>感染予防について</p>	<p>（1）手洗い・うがいを徹底するとともに、必要に応じて手指の消毒等も行う。 （2）マスク等の咳エチケットを徹底するとともに、できるだけ人混みを避ける。 （3）外出中は、意識して、手で眼、鼻、口等に触れないようにする。 （4）換気の悪い密閉空間、多くの人が密集、近距離での会話、の3つの条件が重なることを回避するよう徹底する。</p>	<p>健康管理について （学生・教職員）</p>	<p>（1）毎日2回（朝・夕）、体温を測って自分の健康状態を「健康記録簿」に記録すること。 （2）風邪や発熱などの軽い症状が現れた場合は、躊躇なく学生は大学に登校せず、教職員は仕事を休み、外出を控え自宅で療養すること。 ＊学生が（2）により授業を欠席する時は科目担当教員へ連絡、学生課には「健康記録簿」をメールで提出 学生課⇒Tel:0178-25-8027、e-mail：gakusei@hi-tech.ac.jp （3）次の症状のいずれかが現れた場合は、医療機関（かかりつけ医又は県コールセンター0120-123-801）に相談すること。 ① 息苦しさ、強いだるさ、高熱などの強い症状のいずれかがある ② 高齢者や基礎疾患がある人で、発熱やせきなどの比較的軽い風邪症状がある ③ 比較的軽い風邪が続く （4）症状の有無にかかわらず、次に該当する場合も、学生は学生課に相談し、教職員は学事課に報告し、指示を仰ぐこと。 ① 新型コロナウイルス感染症と確定した者と接触した。 ② 新型コロナウイルス感染症の疑いがある者の気道分泌液、体液、糞便等の汚染物質に触った、それらの処理作業に携わった、あるいは、それらの近くにいた。 ③ 新型コロナウイルス感染症の疑いがある者を看護・介護した、あるいは同居した。 （5）自分の免疫力を高めるため、十分な睡眠、適度な運動やバランスの取れた食事に努めるとともに、規則正しい生活習慣を心がける。</p>	<p>感染のリスクへの対応について</p>	<p>（1）こまめな手洗い・アルコール消毒や咳エチケットを徹底する。 ・できるだけマスクを着用する ・テーブルやドアノブ等に触った手で自分の口、鼻、目に触れない （2）換気の悪い密閉空間、多くの人が密集、近距離での会話、の3つの条件が重なることを回避するよう徹底する。 ・1時間ごとに5～10分を目安とした室内の換気（室温維持ができない場合あり、服装に注意） ・室内での着席時や行動時に学生の間隔を適度に空ける ・近距離での会話や発声する場合はマスクを着用する （3）人の手がよく触れる場所（ドアノブや手摺、開閉ドア、スイッチ、トイレ等）の環境衛生を良好に保つ。 ・消毒用アルコールで消毒する（1日1回以上） ・実験・実習等の授業で共同利用する機材・器具についても適宜消毒する ・消毒液として希釈した次亜塩素酸ナトリウム（塩素系漂白剤）を使用するときは参考資料を基に適切に使用 （4）バス等の公共交通機関や多人数での自家用車による通学（移動）は感染リスクが高まる場合あり。特に交通機関内では手指が汚染されていると考え、飲食や目・鼻・口を触ることを避ける。マスクを着用する、手洗いをこまめに行う、なるべく人が少ない時間帯に通学（移動）する等の感染予防に努める。 （5）現在、感染リスクのさらなる低減と学修機会の確保を目的とし、インターネットを利用した遠隔授業の導入を検討中。 （6）新型コロナウイルス接触確認アプリ（COCOA）の利用を推奨。</p>
------------------------	---	-------------------------------------	---	------------------------------	---